

学校法人北海道星槎学園 情報公開基本方針

2024年6月1日 制定

I 目 的

大学における教育研究活動等の状況については、学校教育法第113条において公表が義務化され、同施行規則第172条の2で各大学が公表すべき教育情報が具体的に規定されており、その積極的な情報提供が求められている。

また、大学が社会への説明責任を果たしていくためには、大学運営全般にわたって透明性を確保し、積極的な情報提供に努めていくことが重要である。

このことから学校法人北海道星槎学園星槎道都大学は、ここに情報公開に関する基本方針を定め、大学情報のより積極的な公開を推進する。

II 基本方針

1. 学校法人北海道星槎学園星槎道都大学は、情報公開等の充実をガバナンス・コード及び中期計画に掲げ、社会や地域、ひいてはステークホルダーに対する説明責任を重視した「社会に開かれた大学」を目指します。そのため、教育・研究、組織・運営、人事及び財務など法人・大学の諸活動全般に関する情報を社会に対し積極的に提供します。
2. 情報の公表は、本学ホームページ、その他刊行物への掲載など広く周知を図ることができする方法により行います。

III その 他

1. この基本方針の改廃は、理事会の議決をもってこれを行う。